

## 前文

当学会が公表しているてんかんガイドラインは、てんかん診療を行うための医師の臨床判断を支援する目的で作成されたものであり、医師の裁量を規定・拘束するものではありません。

当学会が公表しているガイドラインに関して、個別の患者さんの診療に関する質問等にお答えすることはいたしません。

診療ガイドラインは、決して画一的な治療法を示したものではないことにご留意ください。

同一疾患であっても、最も適切な治療は患者さんごとに異なり、医師の経験や考え方によっても治療内容は異なるかもしれません。当学会が公表しているガイドラインはあくまで、治療法を決定する医師がベストの治療法を決定するうえでの参考としていただけるように、個々の治療薬や非薬物的治療の現状における評価を、一定の方式に基づく根拠をもとに提示したものです。

個々の患者の診療は、その患者のすべての臨床データをもとに、その主治医によって個別の決定がなされるべきものです。

本ガイドラインが、診療現場で活躍する学会員の皆さまの診療に有用なものとなることを願っております。てんかんの治療は日進月歩で発展しており、今後も定期的な改定が必要となります。

学会員の皆さまの日常診療の一助となることを期待いたしますとともに、次回の改定に向けてご意見とご評価をお待ちしております

日本てんかん学会 理事長 大澤真木子  
同ガイドライン作成委員会委員長 赤松直樹